

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会

令和6年7月4日

1 陳情審査

(1) 継続審査

- ①送付6-6 工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書
- ②送付6-7 不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ多様な人が話し合っ決めてまちづくりの実現を求める陳情
- ③送付6-12 泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情
- ④送付6-16 千代田区議会議員政治倫理条例の制定を求める陳情

2 今後の調査の進め方について

3 その他

4 閉会中の特定事件継続調査事項について

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 送付6-6

工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書

受付年月日 令和6年1月29日

陳情者 提出者 1名

2024年1月29日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 殿



工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書

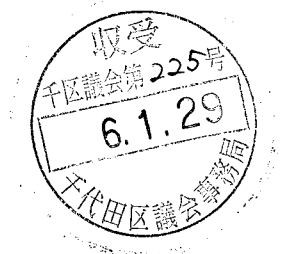
① 今般、元区議会議員及び元区職員が逮捕されるという不祥事が起きた。これに対し、議長及び区長が早々にコメントを出したが、それぞれの立場で、調査を行った上でのことなのか。千代田区の工事契約に係る不祥事に対し、調査を行い、区長および議長は、その経過及び結果を正確に区民ならびに職員に示すつもりがあるのか。

② 今、議会は、日程をこなすことを第一優先に考えているようだが、現在の時点で、議会がなすべきことなのか。今回の不祥事をそれぞれの議員はどのように受け止めているのか、また区議会として区民に対し発信するつもりがあるのか。

去る1月25日に環境まちづくり委員会を傍聴し、前代未聞の不祥事が起こったにもかかわらず、議会も行政も何事もなかったかのように進めることに違和感を覚えた。当事件は、区政全般に関わる不祥事としてとらえ、真相解明にあたるべきではないか。

③ 区議会として、区民生活に関わる審議は必要であるが、二度と不祥事を起こさないよう、どのように区政及び議会を刷新するつもりか。まずは区議会として、本来あるべき区政及び議会の姿勢を、区民及び職員に示すことが不可欠ではないか。

以上、陳情について、区議会として真摯な審議および判断を求める。



契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 送付6-7

不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ
多様な人が話し合っで決めるまちづくりの実現を求める陳情

受付年月日 令和6年1月29日

陳情者 提出者 1名

2024年1月29日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 殿

不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、
区民をはじめ多様な人が話し合って決めるまちづくりの実現を求める陳情

「区立お茶の水小学校・幼稚園の改築工事」に関する、国や地方自治体などによる事業発注の際に行われる競争入札において、発注機関側の公務員が入札談合に関与して、不公平な形で落札業者が決まる官製談合防止法違反の疑いで、区議会議員(逮捕同日の1月24日付で辞職したので現時点では元議員)と入札を担当する部署の元部長が警視庁に逮捕された事をニュースと新聞記事で知りました。

区長、区議会議長共に、この件に関してコメントを述べられていますが、特に、状況把握と再発防止策の結果を広く、警視庁の捜査の終了を待つまでもなく、出来得る事は今からでも準備、開始して、区民に公開の場で説明して下さい。

逮捕された区議会議員は、逮捕前の1月12日まで区議会の環境まちづくり委員会の委員長であり、秋葉原電気街の再開発(2023年10月13日に区が都市計画決定)にも携わっていたということです。

千代田区内では、日テレ「旧本社跡地開発」、神田警察通り道路整備など再開発等のまちづくりに関して、区と住民の間で決定までの話し合いの仕方や説明の場の少なさなどに疑義を持つ人達の声を耳にすることが多いです。本来、官民で目指すべきまちづくりに有って、今回の官製談合防止法違反はそれ以前の由々しき問題でもあります。

これを機会に、まちづくりに関する行政の手続きは、法的規準にのっとることだけにとどまらず、是非とも区民、区職員もとり込む形で、区内で働く人も含めた官民のあり方や様々な形の話合いの場のあり方等を考えて頂きたいと思います。そして、新しく、ユニークな発想を持って、誇れる千代田区のまちづくりのための規範づくりに、区民に見える形で取り組み、私たちに示して頂きたいです。

以上



契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 送付6-12

泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情

受付年月日 令和6年1月30日

陳情者 提出者 1名

令和6年1月30日

千代田区議会議長

秋谷 こうき 様



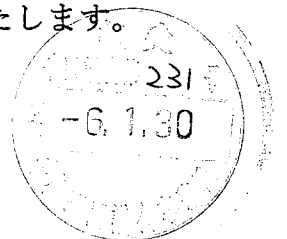
泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情

先般、官製談合の疑いで千代田区議会議員と元職員が逮捕されました。

これは大きな衝撃であり、一方ではやっとこの時がきたと心弾ませる事態でもありました。

ただ我々区民はこれだけで終わったとは思いたくありません。千代田区内各所に起きている諸問題から考えますと、それぞれに不正の臭いがしてなりません。今、この時こそ、私たちの目の届かない所で行われてきた何かを見つけ出す絶好の機会です。

つきましては、委員会並びに議会において、不正という名で泥沼にはまっている何かを見つけるべく、更なる調査をお願いいたしたく、ここに陳情いたします。



契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 送付 6 - 1 6

千代田区議会議員政治倫理条例の制定を求める陳情

受付年月日 令和 6 年 3 月 1 2 日

陳 情 者	提 出 者	1 名
	署 名 者	4 7 名
	計	4 8 名

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 資料要求一覧

要求議員	要求内容	要求日	資料提出
のざわ委員	議員の人格と倫理の向上を共通確認できる仕組みを作った事例がわかる資料	2月22日	3月27日 提出済
牛尾委員	23区で政治倫理条例を制定している状況や、特徴がわかる資料	2月22日	3月27日 提出済
	「(仮称)千代田区議会委員政治倫理条例」に関する決議	3月27日	7月4日 提出
	政治倫理条例についての議論の内容と結論	3月27日	7月4日 提出
はやお委員	以前の100条委員会の中間報告に関する資料	2月22日	3月27日 提出済
	公益通報制度、入札制度、入札監視委員会の機能がわかる資料	2月22日	5月30日 懇談会提出
	2013年から落札率、契約金額、予定価格などがわかる資料	3月27日	7月4日 提出(委員限り)
はやお委員・ 田中委員	区が締結している災害復旧に関する協力会との協定書と相手方がわかる資料	2月22日	7月4日 提出(委員限り)
はまもり委員	(談話が発生した)他区の状況や、100条委員会のような過去の事例がわかる資料	2月22日	3月27日 (江東区・府中市の時系列表)提出済
	区HPで公表している入札経過調書及び特命随意契約書のデータ(過去5年分の契約額500万円以上の契約)	3月27日	7月4日 提出(委員限り)
	入札監視委員会の資料に提出する資料のフォーマット	3月27日	7月4日 提出
岩田委員	入札最低価格を知ることができる役職や、入札の仕組みがわかる資料	2月22日	5月30日 懇談会提出
富山委員	以前の100条委員会の中間報告の結論にある、適正な契約事務執行のための組織として取り組むべき大きな課題と現状がわかる資料	3月27日	未定

「(仮称)千代田区議会議員政治倫理条例」に関する決議

区議会議員は、区民の信託を受け区民の代表として、議員活動を通じて区民福祉の向上に努める責務を有している。区民の信頼なくして議員活動は成り立ち得ないのであり、議員は公職にある者としての高い倫理観を持ち、明確な政治倫理基準に基づき、説明責任を果たしつつ誇りをもって活動を行っていくことが必要である。

千代田区議会はこれまでも、議会活動条件整備等検討会において、「議員の倫理・活動に関する規程の制定」を検討してきたが、今後、区民の議会への信頼を一層確固たるものにするため、「(仮称)千代田区議会議員政治倫理条例」の制定に向け、今定例会より精力的に取り組むものである。

なお、条例では、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定め、その政治倫理の確立を図り、もって区民に信頼される公正で開かれた議員活動の展開に寄与する。
以上、決議する。

平成23年10月5日

千代田区議会

政治倫理条例に関する議論の経緯

年月日	会議体等	検討内容等
平成23年10月4日(火)	各派協議会	『「(仮称)千代田区議会議員政治倫理条例」に関する決議』を提案(木村議員)
平成23年10月4日(火)	議会活動条件整備等検討会(第3次第3回)	決議に対する各会派の最終意向を確認 「政治倫理条例の制定」を優先検討事項の一つに位置付け
平成23年10月5日(水)	本会議(平成23年第3回定例会)	『「(仮称)千代田区議会議員政治倫理条例」に関する決議』を賛成全員で可決
平成23年11月4日(金)	議会活動条件整備等検討会(第3次第4回)	「東京都北区議会議員の政治倫理に関する条例」、「新宿区議会議員政治倫理条例」を参考に今後の進め方を協議
平成26年10月15日(水)	本会議(平成26年第3回定例会)	議員提出議案「千代田区議会議員政治倫理条例」(提出者:寺沢議員、岩佐議員、飯島議員、木村議員) 企画総務委員会に付託され継続審査に
平成26年12月1日(月)	企画総務委員会	議案を審査する上での手順・手続などを確認
平成26年12月4日(木)	企画総務委員会	議案を審査する上での手順・手続などを確認
平成26年12月8日(月)	本会議(平成26年第4回定例会)	議案は継続審査とする
平成27年2月23日(月)	企画総務委員会	「西日本の条例(堺市、福岡市など)」、「議員の辞職勧告決議の会議録」、「北区と新宿区の条例制定の背景」、「新宿区で政治倫理条例に基づいて辞職した議員の例」の資料を提示、資料が多いので次回までに目を通しておくことになる
平成27年3月6日(金)	企画総務委員会	他議会の倫理基準など条例中の細かい部分の資料が要求され、資料が整うまで質疑に入らないという仕切りのため当日の議論は終了
平成27年3月11日(水)	本会議(平成27年第1回定例会)	議案は継続審査とする
平成27年4月30日(木)	任期満了	議案は任期満了のため審査未了で廃案
令和3年5月28日(金)	本会議(令和3年第2回定例会)	「議会のあり方調査検討特別委員会」を設置
令和3年6月14日(月)	議会のあり方調査検討特別委員会	「政治倫理条例の制定」の意見(木村議員)

年月日	会議体等	検討内容等
令和3年7月21日(水)	議会活動条件整備等検討会(第6次第10回)	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行について(通知)」を受けて、議会もハラスメントに対する責務を果たすため、政治倫理条例等を検討していくこととした
令和3年9月29日(水)	議会のあり方調査検討特別委員会	「政治倫理条例の制定」は長期の検討項目と整理される
令和3年10月28日(木)	議会活動条件整備等検討会(第6次第11回)	新宿区、墨田区、世田谷区に規定があること、千代田区の職員については職員のハラスメント防止等に関する要綱などが規定されていることが説明される それぞれの規定の詳細を見たいとの資料要求があり、次回提出することになる
令和4年3月24日(木)	議会活動条件整備等検討会(第6次第13回)	「新宿区議会議員政治倫理条例」、「世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例」、「千代田区職員のハラスメント防止等に関する要綱」が提出される 各区の条例制定にあたり、検討委員会がどのような形で設置されたのか調査依頼があり、次回示すことになる
令和4年4月8日(金)	議会のあり方調査検討特別委員会	23区の政治倫理条例の制定状況を報告、委員の共通認識を作っていきたいという委員長の意向から講師を招いて勉強会を開催することを決定
令和4年7月19日(火)	議会活動条件整備等検討会(第6次第14回)	条例を制定している4区(北区、新宿区、世田谷区、墨田区)及び千代田区(執行機関)における、検討会議体の構成や意見公募の有無が説明される 議員を除く特別職(区長、副区長など)は「千代田区職員のハラスメント防止等に関する要綱」は適用されないことが確認され、それらの特別職を議会が制定を目指す条例に加えるべきかどうかも議論されたが、議会は議会として主体的に検討していくこととされた
令和4年10月28日(金)	議会活動条件整備等検討会(第6次第15回)	北区、新宿区、世田谷区、墨田区、千代田区(執行機関)のハラスメントに関する規定を列挙するとともに、条例制定のパターン2種類(政治倫理条例の中にハラスメントを規定/ハラスメント単体で条例を定める)が説明される 政治倫理条例は広範で取りまとめに時間や手続きが必要なため、ハラスメント防止部分のみ先行してルール化を検討することとして、世田谷区をベースとしてたたき台を作成し、次回提出することとされた
令和4年12月8日(木)	議会のあり方調査検討特別委員会(勉強会)	テーマ:議会改革について ~議会の権能強化の一視点~ 講師:牧瀬稔(関東学院大学法学部地域創生学科准教授)
令和4年12月23日(金)	議会活動条件整備等検討会(第6次第16回)	「千代田区議会議員による職員に対するハラスメント防止に関する申し合わせ事項(案)」が示され、世田谷区の条例を横引きして作成したことも併せて説明される 様々な意見が出されたため、それを踏まえて修正案を次回示すこととされた
令和5年3月10日(金)	議会活動条件整備等検討会(第6次第17回)	前回の案に、議員相互、優越的地位に基づいたハラスメント、相談体制の整備を追加した修正案が示される 特に意見はなく、次期への申し送り事項とすることとされた
令和5年4月30日(日)	任期満了	

令和〇年度 第〇回入札監視委員会物品抽出案件一覧表

政策経営部資料1
令和6年7月4日

	1	2	3	4	5
件名					
担当課					
決定方法					
入札年月日					
予定価格 (消費税を含む)					
契約金額 (消費税を含む)					
契約相手					
落札率					
指名の基準					
(1)					
(2)					
(3)					
(4)					
(5)					
(6)					
(7)					
(8)					
結果					
希望申請者数					
指名者数					
非指名理由					
契約締結日等					

	6	7	8	9	10
工事成績評定(点)					
件名					
担当課					
決定方法					
入札年月日					
予定価格(消費税を含む)					
予定価格(税抜)					
最低制限価格・低入札価格調査基準額の設定					
契約金額(消費税を含む)					
契約相手					
落札率					
指名の基準					
(1)					
(2)					
(3)					
(4)					
(5)					
(6)					
(7)					
(8)					
結果					
希望申請者数					
指名者数					
非指名理由					
契約締結日等					
備考					
契約変更					
契約変更日					
契約変更後額(消費税含む)					
増減額(消費税含む)					
増減率					
変更理由					

1 件名

- 1 契約方法
- 2 入札年月日
- 3 予定価格
- 4 契約金額 (落札率)
- 5 契約相手
- 6 契約期間
- 7 契約締結日
- 8 入札の条件
- 9 入札に至る経緯
- 10 添付資料
 - (1) 入札経過調書
 - (2) 入札公告・公募文等
 - (3) 仕様書

過去5年間の契約額 500 万円以上の契約について

◆件数

年度	件数 (500 万円以上)	契約課契約件数
令和元年度	365件	875件
令和2年度	391件	867件
令和3年度	405件	873件
令和4年度	426件	955件
令和5年度	455件	1,017件

※詳細は【参考資料】のとおり

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会の今後の調査の方向性について

【基本的な考え方】

区民の「信頼回復」を第一に、再発防止のためには「未来」に向けた調査が重要であり、事実確認のための「過去」の調査は絞り込んで、結論に向け段階的に調査を進める

結論

再発防止に向けた 対策の調査

【具体の調査内容】

- ・ 執行機関の調査結果確認（再発防止対策確認）
- ・ 他自治体の倫理条例の内容
- ・ 他自治体の倫理条例以外の対策
- ・ 執行機関との関係性への対応 等

未来

検討の
順序

【具体の調査内容】

- ・ 執行機関の調査結果確認（事実把握）
- ・ （入手できれば）判決文の確認 等

不正行為にかかる 事実の調査

過去